Ш

0

Ñ

第3節 特定保険医療材料料

区分

G 2 0 0 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第7部 リハビリテーション

通則

- 1 リハビリテーションの費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数により
- 2 リハビリテーションに当たって薬剤を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節 の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていないリハビリテーションであって特殊なリハビリテーションの費用 は、第1節に掲げられているリハビリテーションのうちで最も近似するリハビリテーションの 各区分の所定点数により算定する。
- 4 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリ テーション料又は呼吸器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当 な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効 であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位(別に厚生労働大臣が 定める患者については1日9単位)に限り算定できるものとする。
- 5 区分番号 J 1 1 7 に掲げる綱線等による直達牽引(2 日目以降。観血的に行った場合の手技 料を含む。)、区分番号 J 1 1 8 に掲げる介達牽引、区分番号 J 1 1 8 - 2 に掲げる矯正固定、 区分番号 J 1 1 8 - 3 に掲げる変形機械矯正術、区分番号 J 1 1 9 に掲げる消炎鎮痛等処置、 区分番号 J 1 1 9 - 2 に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号 J 1 1 9 - 3 に掲げる低出 カレーザー照射及び区分番号 J 1 1 9 - 4 に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管 疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション 料、呼吸器リハビリテーション料又は集団コミュニケーション療法料の所定点数に含まれるも のとする。
- 6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った心大血管 疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション 料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションに係る費用は、算定しな
- 7 リハビリテーションは、適切な計画のもとに行われるものであり、その効果を定期的に評価 し、それに基づき計画を見直しつつ実施されるものである。

第1節 リハビリテーション料

区分

H000 心大血管疾患リハビリテーション料

1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)(1単位)

200点

2 心大血管疾患リハビリテーション料(II) (1単位)

100点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事 務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対し て個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に 従って、治療開始日から150日以内に限り所定点数を算定する。ただし、別に厚 生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することにより状態の改善が期待 できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、 150日を超えて所定点数を算定することができる。
 - 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対 してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から30日に限り、早期リハ ビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。

3 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める 患者に対して、必要があって治療開始日から150日を超えてリハビリテーション を行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(1単位)

235点

2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)(1単位)

190点

3 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)(1単位)

100占

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事 務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対し て個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に 従って、それぞれ発症、手術又は急性増悪から180日以内に限り所定点数を算定 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することに より状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大 臣が定める場合には、180日を超えて所定点数を算定することができる。
 - 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対 してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から 30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数 に加算する。
 - 3 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める 患者に対して、必要があってそれぞれ発症、手術又は急性増悪から180日を超え てリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

H002 運動器リハビリテーション料

1 運動器リハビリテーション料(I)(1単位)

170点

2 運動器リハビリテーション料(II) (1単位)

80点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事 務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対し て個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に 従って、それぞれ発症、手術又は急性増悪から150日以内に限り所定点数を算定 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することに より状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大 臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。
 - 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対 してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から 30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数 に加算する。
 - 3 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める 患者に対して、必要があってそれぞれ発症、手術又は急性増悪から150日を超え てリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

H003 呼吸器リハビリテーション料

1 呼吸器リハビリテーション料(I)(1単位)

170点

2 呼吸器リハビリテーション料(II) (1単位)

80点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事 務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対し て個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に 従って、治療開始日から90日以内に限り所定点数を算定する。ただし、別に厚生 労働大臣が定める患者であって、治療を継続することにより状態の改善が期待で きると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、90 日を超えて所定点数を算定することができる。